

○本庄市総合振興計画審議会条例

平成18年1月10日

条例第18号

改正 平成28年12月27日条例第36号

(設置)

第1条 総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本的な構想等を策定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、市長の附属機関として、本庄市総合振興計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、本庄市総合振興計画の策定に関する事項について調査及び審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員 4人以内
- (2) 識見を有する者 11人以内
- (3) 公募による市民 5人以内

(任期)

第4条 委員の任期は、当該諮問に係る審議が終了するまでの期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところとする。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画財政部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成18年1月10日から施行する。

附 則 (平成28年12月27日条例第36号)

この条例は、公布の日から施行する。